

ローン取引規定(Web完結用)

富山ファースト・ディーシー株式会社、株式会社かんそうしん、または株式会社オリエントコーポレーション(以下「保証会社」といいます。)の保証により、株式会社富山第一銀行(以下「銀行」といいます。)と借主の間で行うローン取引(以下「本取引」といいます。)に関する、銀行との間の金銭消費貸借契約(以下「本契約」といいます。)の規定(以下「本規定」といいます。)について以下のとおり定めます。

第1条(本契約の申込みおよび成立)

1. 借主は、銀行のウェブサイトの申込画面(以下「申込サイト」といいます。)に所定の事項を入力し、銀行に送信する方法により、本契約を申込みします。なお、借主は本契約の申込みおよび成立にあたり、銀行が指定する必要書類を銀行が定める方法により提出または提示するものとします。
2. 本契約は、銀行が借主から第1項の申込みを受け、銀行および保証会社による所定の審査を経て銀行が申込みを応諾する旨を借主に通知し、借主が、銀行所定の期間内に取引時確認手続その他所定の手続を行い、銀行が一括融資することにより、後記、借主名義の返済口座に融資金を入金した日を契約日として成立するものとします。
3. オートローンおよびリフォームローンは、前項の融資後、直ちに、別途合意した口座に、振込手数料控除後の借入金残額を振り込みいたします。

第2条(返済口座)

1. 借主は、本取引にあたり、借主が本契約に基づき銀行に対して負担する一切の債務の返済、または返済金の精算等のために使用する借主名義の普通預金口座(総合口座を含みます。以下「返済口座」といいます。)を取引店に開設(開設済みの場合はその口座を利用)するものとします。
2. 返済口座の開設は、銀行所定の方法によるものとします。

第3条(返済方法・利息の計算)

1. 本取引の返済日は毎月3日(返済日が銀行の休日の場合は、翌営業日)(以下「返済日」といいます。)とし、本契約に従い元利金を返済するものとします。
2. 利息は各返済日に後払いするものとし、毎回の元利返済金額は均等とします。
 - ①毎月返済の利息は毎月返済の部分の元金残高×年利率×(1/12)で計算します。
 - ②ボーナス返済の利息は半年ごと、ボーナス返済部分の元金×年利率×(6/12)で計算します。
 - ③借入日から第1回返済日までは1年を365日とし、日割で計算します。
 - ④最終回返済金額は利息計算の端数処理のため、毎回の返済金額とは異なる場合があります。
3. ボーナス返済日には、ボーナス返済金額を毎月の返済金額に加えて返済するものとします。
4. 第1回返済日は銀行が定め、第2項および第3項に基づき毎月の返済金額・ボーナス併用の場合の返済金額について銀行が計算します。

第4条(返済予定表等)

銀行は、本取引の借入額・返済日・毎月の返済金額・ボーナス併用の場合の返済金額等の返済予定について、書面により銀行所定の時期に銀行に届け出た借主の住所あてに発送します。

第5条(借入利率)

1. 本契約による借入利率は、申込サイトにより借主に通知し、借主が申込サイトの契約同意により同意した借入利率を適用します。
2. 借主が銀行の定める所定の取引を利用している場合、その取引に応じた利率を基準金利から引下げます。
3. 第2項の取引が無くなった場合は該当する引下げ利率の適用がなくなります。借主は、当然に金利を上げられても異議ありません。この場合、銀行が借主へ金利上げの案内書を送付し、銀行が案内書発送日から3ヵ月後の応答日の翌日に取引の復活または履行があったことを確認できないときは、当該案内書に記載されたご返済分から金利上げによる返済となります。

第6条(損害金)

本契約による債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、商品毎に以下の通りとします。

商品名	損害金の割合
オートローン 教育ローン リフォームローン	年14%(年 365 日の日割計算)
ハウス・ナビ ライフ・プラス フリーローン	年14.5%(年 365 日の日割計算)

第7条(借入金等の自動支払)

- 借主は、元利均等方式による元利金の返済および保証料の支払いのため、返済日までに、毎回の返済金額相当額(以下「返済額」といいます。)を返済口座に預け入れておくものとします。
- 銀行は、各返済日に普通預金規定および総合口座取引規定に基づく払戻請求書および預金通帳なしに、返済口座から引落しのうえ、毎回の元利金の返済に充当するものとします。ただし、返済口座の残高が毎回の返済額に充たない場合には、銀行は返済額の一部のみ引き落とし、一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することになります。
- 毎回の返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、借主は、直ちに不足額を預け入れるものとし、預け入れ後、銀行は返済額と損害金の合計額をもって第2項と同様の取扱いができるものとします。
- 返済口座から引落とす際に、他にも返済口座から支払いをなすべきものがあるときは、その支払いと第2項および第3項による引落しのいずれを先にするかは銀行の任意とします。
- 銀行が本条に基づいて取扱いをしたことにより、万一事故、損害等が生じても一切の責任は借主が負うものとします。

第8条(繰り上げ返済)

- 借主が、本契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は、毎月の返済日とし、繰り上げ返済日の5営業日前までに銀行が定める方法により銀行へ通知し、銀行の承認を受けなければなりません。
- 繰り上げ返済により半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日にあわせて支払うものとします。
- 借主は、繰り上げ返済する場合、銀行所定の手数料を支払うものとします。
- 一部繰り上げ返済する場合には、前3項によるほか、次のとおり取り扱うものとします。

	毎月返済のみ	ボーナス返済併用
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日に続く月単位の返済元金の合計額	次の①②の合計額 ①繰り上げ返済日に続く6か月単位に取りまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごとボーナス返済元金
返済期日の繰り上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。繰り上げ返済後に適用する利率は、変わらないものとします。	

第9条(利率の変更)

この契約による借入利率の変更については、商品毎に以下の通りとします。

【オートローン、教育ローン、リフォームローン、ハウス・ナビ、ライフ・プラスの場合】

- 借入利率は、銀行の短期プライムレートを基準とする変動金利であり、当該短期プライムレートの変動に応じ変更されます。
- 第1項により借入利率を変更するほか、銀行の短期プライムレートの廃止、その他相当の事由が生じた場合には、銀行の短期プライムレートに代え、一般に相当と認められる利率を基準金利とすることとします。
- 第1項に定める借入利率の変動幅は、短期プライムレートの変動幅と同一とします。
- 借入利率の変動による新借入利率の適用開始日は、基準金利の変動日以降(変動日当日も含む)最初に到来する約定返済日の翌日とします。
- 借主は、借入利率の変動がある場合は、契約書の定めにかかわらず、新借入利率、残元金、残存期間等に基づき銀行所定の方法で算出された新しい元利金返済額を、第4項に定める新借入利率の適用開始日以降、最初に到来する約定返済日から支払います。
- 銀行は、借入利率および元利金返済額が変更された場合、変更後の借入利率、毎回返済額(元金、利息の内訳)などを借主に書面にて通知するものとします。

【フリーローンの場合】

借入利率は固定金利とし、変更しないものとします。ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、銀行は借入利率を一般に行われる程度のものに変更することができます。変更にあたっては、あらかじめ書面により通知します。

第10条(期限の利益喪失)

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は本契約による債務全額について当然に期限の利益を失い、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。
 - 返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、督促期限日までに元利金(損害金を含む)を返済しなかったとき。
 - 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって所在が不明となったことを銀行が知ったとき。
 - 支払いを停止したとき。
 - 手形借主交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - 破産手続開始、民事再生手続開始、その他これらに類似する法的整理の申立てがあったとき。
- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、銀行からの書面による請求によって、本契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 本規定に違反したとき。
 - 預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
 - 本契約の申込手続その他この契約を申し込むにあたり虚偽があったとき。
 - 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
- 第2項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど、請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなし、期限の利益が失われたものとします。

第11条(反社会的勢力の排除)

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- 第3項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第12条(銀行からの相殺)

- 銀行は、本契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または期限の利益の喪失により返済しなければならない本契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
- 銀行が第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第13条(借主からの相殺)

1. 借主は、本契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、本契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 借主が第1項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第8条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の5営業日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 借主が第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第14条(債務の返済等にあてる順序)

1. 銀行から相殺をする場合に、本契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、本契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、第2項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のなお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第15条(代り証書等の差し入れ)

事変、災害等やむをえない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

第16条(印鑑照合)

銀行が、本取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影を返済口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第17条(費用の負担)

借主に対する権利の行使または保全に関する費用は、借主が負担するものとします。

第18条(諸費用の引落し)

本契約に基づく融資金、ならびに本契約に関して借主が負担すべき印紙代、保証料、事務取扱手数料などの一切の費用および第17条に定める費用(以下「諸費用」といいます。)の支払いについては、銀行が借主に代わって手続を行うことができるものとし、借主は、当該融資金または諸費用の支払いにあたり、銀行から借主に対する事前の通知を要しないこと、ならびに銀行が普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず、借主の返済口座から払戻のうえ、支払いができることにつき同意するものとします。

第19条(届出事項)

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行が定める方法により届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。
2. 銀行からの通知、連絡は、本規定で別途定める場合を除き、借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知や送付書類を送付することで足り、借主が第1項の届出を怠ったため、あるいは借主が銀行からの通知を受領しないなどの理由により、通知等が延着または到達しなかった場合は、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第20条(成年後見人等の届出)

1. 次の各号の事由が生じた場合には、借主が直ちに書面等により銀行に届出るものとします。届出の前に生じた損害については、銀行は一切の責任を負わないものとします。
 - ①借主が家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき。

- ②借主の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたとき。
- ③家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任されたとき。
- ④前各号に掲げる届出事項に取消または変更が生じたとき。

第21条(報告および調査)

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第22条(管理回収の委託)

銀行は、借主に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託することができるものとします。

第23条(連帯保証)

1. 保証人は、借主から委託を受けた保証人であり、借主がこの契約によって負担する一切の債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。
2. 保証人は、借主の銀行に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。
3. 保証人は、銀行が相当と認めるとき担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。
4. 保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との間に、この契約による残債務または保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、銀行の同意がなければこれを行使しないものとします。もし、銀行の請求があれば、その権利または順位を銀行に無償で譲渡するものとします。
5. 保証人が借主と銀行との取引についてはほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。保証人が借主と銀行との取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とします。
6. 保証人が住所変更の届出を怠る、あるいは保証人が銀行からの請求を受領しないなど、保証人の責めに帰すべき事由により請求が延着しまたは到着しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとします。

第24条(履行の請求の効力)

銀行が保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、借主および他の保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

第25条(主たる債務の履行状況に関する情報提供義務)

借主は、保証人（借主の委託を受けない保証人を含む）から銀行に対して債務の履行状況についての開示請求があったときは、銀行が保証人に対して、民法458条の2に定められている情報（主たる債務の元本および主たる債務に対する利息、違約金、損害賠償その他債務に従たるすべてのものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報）を提供することに同意します。

第26条(準拠法・合意管轄)

1. 本契約および本契約に基づく借主と銀行の間の諸取引の契約準拠法を日本法とします。
2. 本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第27条(規定の変更)

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 第1項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(令和6年3月)